

資料編

- 1 坂東市環境基本条例
- 2 坂東市環境審議会条例
- 3 計画策定の経過
- 4 坂東市環境審議会委員名簿
- 5 坂東市環境基本計画策定委員会委員名簿
- 6 用語解説

資料1 坂東市環境基本条例

平成20年6月19日

条例第13号

私たちの郷土坂東は、坂東太郎の愛称で親しまれる利根川をはじめ、飯沼川や西仁連川などの河川や、その清らかな流れを受け入れる池沼などが相まった水と緑あふれた肥沃な台地が、これまで様々な形で人々に潤いと恵みを与えてきた。その優れた環境を生かして、農業を基幹産業として商工業と調和の取れた近郊都市として今日まで発展を続けている。

しかしながら、産業の拡大と近代化、生活における便利さと豊かさの追求などによる社会経済活動は資源やエネルギーを大量に消費して、緑の減少や水質汚濁など自然環境を悪化させ、加えて廃棄物問題も深刻化するなど、大きな環境の課題に直面する結果となった。さらに、このことは地域の環境問題にとどまらず、地球全体の生物の生存基盤を脅かすまでに至っている。

もとより私たちは、このかけがえのない恵みや豊かな環境を享受する権利と、その環境を育み保全し、将来の世代へ引き継いでいく責務を担っている。

私たちは、これまでの生活様式を見直すとともに、市、市民、事業者が協力して、それぞれの立場で努力していくことにより、地球全体の持続的発展が可能な社会を構築し、将来の世代に対して誇ることのできる環境をつくりあげていかなければならない。

私たちは、自主的、積極的に環境保全活動に取り組み、豊かな水と緑の恵みが真に実感できる快適な環境形成の実現を目指して、ここに条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに坂東市(以下「市」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全是、私たちを取り巻く環境が、自然の生態系と微妙な均衡のもとに成り立っており、私たちの社会活動により様々な影響を受けるものであること、また、豊かな自然環境の恵みをすべての生物が享受し共生していることを認識し、良好な環境が将来の世代へ継承されるように、適切に行われなければならない。

2 環境の保全是、日常生活や事業活動による環境への負荷をできる限り低減すること及びその他の環境保全に関する行動が、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に取り組まれることにより、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、経済社会のシステムや生活様式の転換により持続的な発展が可能な社会を目指して行われなければならない。

3 環境の保全是、自然環境が多様な構成要素と密接な関連のもとに調和が保たれていることにかんがみ、私たちの活動によって引き起こされる影響に配慮した地域づくりを行うとともに、健全な自然と人とのふれあいを確保することにより、自然と人が共生できる社会の実現を目指して行われなければならない。

4 地球環境保全是、市、市民及び事業者が人類共通の課題であることを認識して、すべての日常生活及び事業活動において自主的かつ積極的に推進しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全を図るため、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、環境への負荷の低減その他環境の保全に努めるとともに、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる責務を有する。この場合において、事業者は、特に次に掲げる事項に配慮するものとする。

(1) 事業の内容、地域の状況等を勘案して、環境の保全上の支障が生じないように、工場、事業所等を設置し、及び事業活動を行う場所を選定すること。

(2) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料等を利用する措置を講ずること。

(3) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように、必要な措置を講ずること。

(4) 前号に定めるもののほか、事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減が図られることとなるように、必要な措置を講ずること。

(5) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するために必要な情報を提供すること。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有

する。

(環境基本計画の策定)

第 7 条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ坂東市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前 3 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(市の施策の策定等に当たっての配慮)

第 8 条 市は、施策の策定等に当たっては、環境の保全に配慮しなければならない。

(年次報告)

第 9 条 市長は、市の環境の状況、環境の保全等に関する施策の実施状況等を明らかにするため、毎年度、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(規制の措置)

第 10 条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第 11 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、廃棄物の処理の適正化を推進するとともに、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの適切かつ有効な利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価の促進)

第 12 条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(市民の意見の反映)

第 13 条 市は、環境の保全に関する施策に、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に関する教育、学習等)

第 14 条 市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これに関する活動が促進されるように、環境の保全に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の自発的な活動の促進)

第 15 条 市は、市民及び事業者が自発的に行う自然環境の保全、再生資源に係る回収活動その他環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第 16 条 市は、環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(監視、測定等)

第 17 条 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(苦情の処理)

第 18 条 市は、公害その他の環境の保全への支障に係る苦情の円滑な処理を図るよう努めるものとする。

(地球環境保全の推進及び国際協力)

第 19 条 市は、地球環境保全に関する施策を推進するとともに、国、他の地方公共団体及び民間団体等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(他の地方公共団体との協力)

第 20 条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策について、茨城県及び他の市町村と協力して、その推進を図るものとする。

附 則

この条例は、平成 20 年 7 月 1 日から施行する。

資料2 坂東市環境審議会条例

平成17年3月22日

条例第120号

(趣旨)

第1条 この条例は、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、坂東市環境審議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じ、坂東市に審議会その他の合議制の機関として、坂東市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第3条 審議会は、次の事項について調査審議する。

- (1) 公害対策の基本方針に関する事項
- (2) 公害の予防対策及び被害対策に関する事項
- (3) その他環境保全に関する必要な事項

(組織)

第4条 審議会は、委員16人以内をもって組織し、次の各号により市長が委嘱する。

- (1) 市議会の代表 2人
- (2) 関係機関及び団体の代表又は役職員 8人
- (3) 学識経験を有する者 4人
- (4) 市民の代表 2人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、前項第1号及び第2号により委嘱された委員がその職を失ったときは、委員の資格を失うものとする。

3 補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 市長は、前2項の規定により任期が満了した委員を再び委員に委嘱することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を掌理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会は、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(委員以外の出席)

第 8 条 審議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、市民生活部生活環境課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

資料3 計画策定の経過

日 付	会議名等	内 容
R4.10.3	環境審議会	・坂東市環境基本計画諮問 ・環境基本計画策定について ・坂東市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例の制定について
R4.10		市民・小学生・中学生・事業者の環境意識調査(アンケート)の実施
R5.2.9	環境審議会	・坂東市環境基本計画策定について ・坂東市公害防止条例施行規制の一部改正について ・坂東市土壌等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例施行規制の一部改正について
R5.2.9	第1回策定委員会	・委嘱状交付 ・坂東市環境基本計画策定委員会設置要綱について ・委員長及び副委員長の選任について ・坂東市環境基本計画策定について
R5.5.25	第2回策定委員会	・グループ討議
R5.8.2	第3回策定委員会	・グループ討議
R5.11.20	第4回策定委員会	・坂東市環境基本計画(案)について
R5.11.20	環境審議会	・坂東市環境基本計画(案)について ・答申



環境審議会の様子



策定委員会の様子

資料4 坂東市環境審議会委員名簿

役 職		氏 名	所属等
1	会長	渡辺 利男	議会代表(議会教育民生常任委員会委員長)
		倉持 欣也	
2	副会長	古谷 司	議会代表(議会教育民生常任委員会副委員長)
		名越 健寿	
3	委員	許斐 康司	医師会代表(さぬ医師会坂東市代表)
4	//	元橋 克	薬剤師会代表(坂東市薬剤師会代表)
5	//	上坂 理一	商工会代表(坂東市商工会会長)
6	//	村井 寛二	工場代表(レンゴー(株)利根川事業所長)
7	//	五島 実	食品衛生協会代表(古河食品衛生協会坂東支部長)
8	//	関 恵子	坂東市商工会女性部代表(商工会女性部部長)
9	//	鈴木 功	農業関係代表(農業委員会会長)
10	//	木村 時枝	坂東市くらしの会代表(くらしの会会長)
11	//	青木 宏記	県職員 県西県民センター(環境・保安課課長)
		堀江 博	
12	//	湯浅 友明	県職員 茨城県自然博物館副館長
13	//	横木 裕宗	学識経験者(茨城大学大学院理工学研究科都市システム工学専攻教授 副工学長)
14	//	宮田 孝	環境カウンセラー(NPO法人茨城県環境カウンセラー協会)
15	//	根本 良子	環境団体経験者(さくらのまちづくり市民会議)
16	//	羽鳥 稔	環境団体経験者(前菅生沼に親しむ会会長)

資料編

資料5 坂東市環境基本計画策定委員会委員名簿

区分	役 職	氏 名	所属等
学職経験者	委員長	川原 博満	環境省関東地方環境事務所気候変動適応官
	委員	小菅 次男	茨城生物の会 会長
関係団体経験者	委員	野添 智子	株式会社岩井化成 代表取締役
	委員	藤岡 吉男	株式会社ECI
関係行政機関 職員	副委員長	木村 英明	市職員(生活環境課)
	委員	木村 勝彦	市職員(農業政策課)
	委員	青木 昌司	市職員(交通防災課 防災危機管理室)
	委員	須藤 和佳 R5.4.1～	市職員(生涯学習課)
		野口 高宏	
	委員	新井 賢一 R5.4.1～	市職員(生活環境課)
		鈴木 康二	

グループ分け

環境基本計画	野添 智子	青木 昌司	新井 賢一
気候変動適応計画	川原 博満	木村 勝彦	須藤 和佳
生物多様性地域戦略	小菅 次男	藤岡 吉男	木村 英明

資料6 用語解説

【あ行】

● アイドリング

自動車を停止させたまま、エンジンを回転させたままにすること。
不必要なアイドリングを抑えることで地球温暖化の原因となる二酸化炭素の発生を抑制できる。

● IPCC

「Intergovernmental Panel on Climate Change」の略で、日本語では「気候変動に関する政府間パネル」と呼ばれる。1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)によって設立された政府間組織で、2022年3月時点における参加国と地域は195となっている。

● 硫黄酸化物(SO_x)

石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料が燃えるときに発生し、ぜん息や酸性雨の原因になる。

● いばらきエコスタイル

環境に配慮したライフスタイルの定着を図るために、家庭や職場において自主的かつ積極的に省エネに取り組む県民運動。

● エコアクション21

広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取り組みを効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定した環境マネジメントの認証・登録制度。

● エコ・ショップ制度

環境に優しい商品の販売やごみの減量化・リサイクル活動に積極的に取り組む小売店舗を「エコ・ショップ」として認定する制度。

エコ・ショップとして広く消費者にPRすることにより、消費者と事業者の連携のもと、循環型社会の構築に向け、環境にやさしいライフスタイルを確立することを目的とした取り組みを実施している。

● エコドライブ

省エネルギーセンター等が推奨する省燃費運転の総称。
アイドリングストップやふんわりアクセルe-スタートを実践することで、10～20%の燃料消費を抑えることが出来る。

● エコマーク

様々な商品(製品およびサービス)の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベル。(財)日本環境協会が認定を行っている。再生プラスチックを利用した日用品や文具、PETボトル再生繊維を用いた衣類などがあげられる。

● 温室効果ガス

二酸化炭素やメタンなど、大気中の熱を吸収する性質のあるガスのこと。
地球の表面は大気を通過した太陽の光によって温まり、地表の熱は赤外線として宇宙空間に放出されます。温室効果ガスには赤外線を吸収・放出する性質があり、地表から出ていく熱を吸収して大気を温める。この働きが温室効果。大気中の温室効果ガスが増えると地表を温める働きが強くなって地表付近の温度が上昇する。

温室効果がなければ地球の平均温度はマイナス19度になるといわれており、温室効果ガスは、地球の温度を生き物が暮らしやすい状態に保つ役割を果たしている。

【か行】

● カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味する。

● 合併処理浄化槽

し尿と併せて、台所や風呂などからの生活雑排水も一緒に処理することのできる浄化槽。下水道と同等の処理効率を有し、し尿だけを処理する単独処理浄化槽に比べ、環境へのBOD負荷の排出は約1/8に抑えられる。

● 環境基準

環境基本法第16条第1項の規定に基づき「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として政府が定める環境保全行政上の目標をいう。
現在、大気汚染、水質汚濁、騒音、土壌の汚染、地下水及びダイオキシン類に係る環境基準について定められている。

● 環境保全型農業

農業が有する物質循環型産業としての特質を最大限に活用し、環境への負荷をできるだけ減らしていくことをめざすタイプの農業のこと。
具体的には、化学肥料や農薬に大きく依存しない、家畜ふん尿などの農業関係排出物等をリサイクル利用するなどの取り組みがあげられる。

● 環境ホルモン

外因性内分泌かく乱化学物質のことで、化学物質のうち、体内に取り込まれるとホルモンに似た作用やホルモンの働きを阻害する作用をし、その生物あるいはその子孫の生殖機能に深刻な障害を与えるおそれのある物質をいう。

● 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムとは、組織の最高責任者が「環境方針」を定め、計画、実施及び運用、点検及び是正措置、システムの見直しを繰り返しながら継続的に改善を図り、企業などが、企業活動や製品を通じて環境に与える負荷をできるだけ減らすように配慮したシステムのこと。

● 間伐

森林の成長に応じて樹木の一部を伐採し、過密となった林内密度を調整する作業。

● 京都議定書

地球温暖化防止のための国際会議である気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)が、1997年に京都で開催され、その時に採択された国際協定のことで、二酸化炭素などの6種類の温室効果ガスの排出削減義務などを定める議定書であり、2005年2月に発効している。

● クールシェア

オフィスや家庭での冷房時に室温28℃でも快適に過ごすことができる工夫「クールビズ」から、さらに一歩踏み込み、エアコンの使い方を見直し、涼を分かち合うのがクールシェア。

● クリーンエネルギー

エネルギーを生成する際に温室効果ガスを排出しない、あるいは排出量が少ないエネルギー源。いわゆる再生可能なエネルギー源を利用して得られる。それは、繰り返し使い続けることができるため、化石燃料のような枯渇の心配はなく、太陽光発電や風力発電、水力発電、地熱発電、海洋発電、バイオマス発電といった非化石エネルギー源がクリーンエネルギーの源となる。

● グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っている。

● 光化学オキシダント・光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物・炭化水素等が太陽の紫外線によって光化学反応を起こし、その結果生成されるオゾン等を主とする過酸化物の総称。このオキシダントが原因でおこる光化学スモッグは、日差しの強い夏季に多く発生し、人の目やのどを刺激することがある。

● 耕作放棄地

農林水産省が5年に1回行う統計調査(農林業センサス)で使われる言葉で、次のように定義されている。所有している耕地のうち、過去1年以上作付けせず、しかもこの数年の間に再び作付する考えのない耕地。

● 工場エネルギーマネジメントシステム(FEMS)

Factory Energy Management System の略。

従来行われてきた受配電設備のエネルギー管理に加えて工場における生産設備のエネルギー使用状況・稼働状況等を把握し、エネルギー使用の合理化および工場内設備・機器のトータルライフサイクル管理の最適化を図るシステム。

【さ行】

● 30by30(サーティ・バイ・サーティ)

2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる(ネイチャーポジティブ)というゴールに向け、2030年までに自国の陸域・海域の少なくとも30%を保全・保護することの達成を目指す目標。

● サーマルリサイクル

廃棄物を燃やした時の排熱を回収して蒸気や温水を作り、発電や給湯などに利用するリサイクル手法。熱回収とも呼ばれる。

● 里山

自然林に対し、人為的につくられ維持されてきた林をさす言葉。雑木林なども含めて、人里や集落周辺の森林を呼ぶ。里山は、我が国の原風景、身近な自然環境として見直されており、保全や整備される動きが活発になっている。

● 3R(さんあーる)

「ごみを出さない」、「一度使って不要になった製品や部品を再び使う」、「出たごみはリサイクルする」という廃棄物処理やリサイクルの優先順位のこと。「リデュース(Reduce=ごみの発生抑制)」、「リユース(Reuse=再使用)」、「リサイクル(Recycle=再資源化)」の頭文字を取ってこう呼ばれる。「リフューズ(Refuse=ごみになる物の拒絶)」を加え4Rと呼ばれることもある。

● 産業廃棄物

工場、事業所における事業活動などにより生じる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類などの20種類を指す。

排出する事業者は、自らの責任で適切に処理する義務がある。

● 次世代自動車

窒素酸化物(NOx)や粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、又は全く排出しない、燃費性能が優れているなどの環境にやさしい自動車のこと。

● 自然公園

すぐれた自然環境とその景勝を保護するとともに、その適正な利用を進めることを目的として指定された地域。

自然公園法に基づく国立公園・国定公園及び県立自然公園条例に基づく県立自然公園の3種類がある。

● 焼却残渣

物を焼却した後に残る灰やスラグのこと。

● 新エネルギー

自然エネルギーのうち、太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーを指す。新エネルギーは、化石燃料に比べて二酸化炭素の排出量が少なく、地球環境に負荷をかけないエネルギー源として注目されている。

● 生態系

生物(植物、動物、微生物)とこれらを取り巻く非生物的要素(土壌、水、鉱物、空気など)とが物質循環やエネルギーの流れを通じて相互に作用し、一つの機能的な単位を成している複合体をいう。

【た行】

● ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラダイオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコブラナーポリ塩化ビフェニルの総称であり、ごみの焼却等により非意図的に発生する猛毒物質のこと。

● 炭化水素(HC)

炭素原子(C)と水素原子(H)、あるいはこれらと他の原子から成り立っている化合物の総称。塗料やプラスチック製品などの原料として使用されている。炭化水素類の中でも、メタン(CH_4)を除いた非メタン系炭化水素は、光化学オキシダントの原因となる可能性がある。

● 地域循環共生圏

自分たちの足元にある地域資源を活用し、環境・経済・社会を良くしていくビジネスや事業といった形で社会の仕組みに組み込むとともに、例えば都市と農村のように地域の個性を活かして地域同士で支え合うネットワークを形成していくという、「自立・分散型社会」を示す考え方。

● 地球温暖化

19世紀以降、化石燃料を大量に消費し、大気中の二酸化炭素などの人為的な温室効果ガス排出量が増加したため、地球の平均気温が上昇する現象のこと。地球温暖化による海面上昇や、気候変動に伴って生じる災害や食糧不足が危惧されている。

● 地産地消

地域生産、地域消費の略語。地域で生産された農林水産物等をその地域で消費することを意味する概念。近年、食品に対する安全・安心志向の高まりや食糧輸送等による環境負荷の軽減の意味合いで用いられている。

● 窒素酸化物(NO_x)

物が高い温度で燃えたときに、空気中の窒素(N)と酸素(O_2)が結びついて発生する、一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO_2)などのこと。

● 天然記念物

動植物や地質鉱物で学術上価値の高いもののうち、国、県、市などが指定したものをいう。本市では、沓掛神明社にあるケヤキの県指定をはじめ、11件が天然記念物に指定されている。

【な行】

● 二酸化いおう(SO₂)

石炭や石油などの化石燃料の燃焼、硫酸の製造、金属の精錬などの事業活動や、ディーゼル自動車の排気ガスなどから発生する。

二酸化いおうは直接、あるいは粉じん吸着するなどして人体に入り、呼吸器系に影響を与えたり、動植物や建物等にも被害を及ぼすこともある。

● 二酸化炭素(CO₂)

気体は炭酸ガスとも呼ばれている。-79℃で個体となる。水に溶けると炭酸となり、弱酸性を示す。炭素を含む物質の燃焼、動植物の呼吸や微生物による有機物の分解、火山活動などにより発生する。植物の光合成により酸素に分解される。

南極点で観測が開始された当時(1957年)、大気中の二酸化炭素は約315ppmであったが、現在では約380ppmであり、年々増加している。産業革命以前はおよそ280ppmであった。二酸化炭素の増加が地球温暖化の最大の原因と推定される。

● 二酸化窒素(NO₂)

石油、ガス等の燃料の燃焼に伴って発生し、工場、自動車などが主な発生源である。人の呼吸器に影響を与えるだけでなく、光化学反応により光化学オキシダントを生成する原因物質の一つとなる。

● 燃料電池

水素と空気中の酸素を化学的に反応させて直接電気を発生させる装置のこと。電気を使う場所で発電するため送電で発生する無駄が無く、また、従来の発電方式では捨てていた、発電の際に発生する熱もお湯として利用できるため、エネルギー効率がよい。同じ量の電気と熱を使う場合、これまでより二酸化炭素の排出が少なくなる。さらに、騒音が少なく有害な排気ガスの発生もないため、環境に配慮した発電装置として注目されている。

● 野焼き

廃棄物を処理することを目的として、処理基準を満たしている焼却施設を用いずに廃棄物を焼却することを言う。ドラム缶や旧式の焼却炉などでの焼却も含まれる。

ただし、公益若しくは社会の慣習上止むを得ない廃棄物の焼却又は周辺地域の生活環境に与える影響が、軽微である廃棄物の焼却は該当しない。

野焼きに当たらない焼却の例として、風俗習慣上又は宗教上の行事として行うもの、農業、林業等を営む上で止むを得ないもの(籾殻、稲わら、剪定枝など、ただし農業用ビニール等は焼却できない)、焚き火、キャンプファイヤー等の軽微なもの、土手等の雑草の焼却、薪ストーブや薪風呂など、廃棄物処理が目的でないものがあげられる。

【は行】

● バイオマス

バイオ(生物、生物資源)とマス(量)からなる言葉で、再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。エネルギーになるバイオマスの種類としては、木材、海草、生ゴミ、紙、動物の死骸、ふん尿、プランクトンなど。

バイオマスを燃やして出る二酸化炭素は生物の光合成により大気から吸収したものであるため、自然界の循環系の中で二酸化炭素を増加させない。→カーボンニュートラル。

● ハイブリッドカー

ガソリンエンジンと電気モーターといった複数の動力源を組み合わせて走行する自動車。

それぞれの動力の欠点を補完しながら駆動し、例えば減速時のエネルギーを電池等に蓄積し、加速時を主にエンジンの補助動力として再利用することで低公害性及びエネルギー利用効率を図っている。

● BOD(生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demandの略。

河川などの水の汚れ度合いを示す指標で、水中の有機物などの汚染源となる物質を微生物によって無機化あるいはガス化するとき消費される酸素量をmg/Lで表したもの。数値が高いほど汚濁が進んでいる。

● ヒートポンプ

少ない投入エネルギーで、空気中などから熱をかき集めて、大きな熱エネルギーとして利用する技術のことです。身の回りにあるエアコンや冷蔵庫、最近ではエコキュートなどにも利用されている省エネ技術。

● ppm

Parts per millionの略。

ppmは、ごく微量の物質の濃度や含有率を表すのに使われ、パーセント(%)が百分の1の割合を指すのに対し、ppmは100万分の1を意味する。例えば、空気中1m³中に1cm³の物質が含まれているような場合、あるいは水1kg中に1mgの物質が溶解している場合、この物質の濃度を1ppmという。

● ビル・エネルギーマネジメントシステム(BEMS)

Building and Energy Management System の略。日本語では「ベムス」と読まれる。

「ビル・エネルギー管理システム」と訳され、室内環境とエネルギー性能の最適化を図るためのビル管理システムのこと。BEMSは業務用ビル等、建物内のエネルギー使用状況や設備機器の運転状況を把握し、需要予測に基づく負荷を勘案して最適な運転制御を自動で行うもので、エネルギーの供給設備と需要設備を監視・制御し、需要予測をしながら、最適な運転を行うトータルなシステム。

● 浮遊粒子状物質

大気中に気体のように長期間浮遊しているばいじん、粉じん等の微粒子のうち、粒径が10マイクロメートル(1cmの1000分の1)以下のものをいう。

【ま行】

● マイバッグ

買い物の際に持参する袋・バッグのこと。

レジ袋を削減するために、マイバッグ運動として全国的に広まり、一人ひとりが実行できるもっとも身近な環境保護活動の一つとなっている。

● 緑のカーテン

夏季の強い日差しによる住宅等の室温の上昇を抑制するために、ゴーヤや朝顔などのツル植物で窓を覆うように栽培することからこう呼ばれる。室温の上昇を抑えることにより、冷房器具の使用を控えるなど、省エネ効果が期待される温暖化対策の一つになっている。

● 猛禽類

生態系の食物連鎖のピラミッドの頂点に位置する肉食動物であるため、環境変化や環境汚染等の影響を受けやすく国内外を問わず多くの種が減少傾向にあると推定され、絶滅の危機に瀕している種も少なくない。

【ら行】

● リターナブル瓶

洗って繰り返し使用できる瓶(容器)のこと。一升びんやビールびんが代表的である。

最近では減少の傾向にあり、一回限りの使用を予定してつくられるワンウェイびんの生産が増加している。